

牛、めん羊又は山羊由来の原料を使用した
肉骨粉等の飼料利用に関する
手続きマニュアル
＜飼料製造業者向け＞

【第1版】

令和7年3月

農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管理課
(独) 農林水産消費安全技術センター (FAMIC)

目次

はじめに.....	3
用語の解説.....	3
I. 牛肉骨粉等及び牛血粉等の飼料利用について.....	5
1 これまでの経緯	
2 牛肉骨粉等及び牛血粉等の飼料利用に係る管理措置	
II. 牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の製造に当たって遵守すべき基準.....	7
1 牛肉骨粉等、牛血粉等及び中間製品の受入に係る基準	
(1) 使用可能な牛肉骨粉等、牛血粉等及び中間製品	
(2) 牛肉骨粉等、牛血粉等及び中間製品の輸送	
(3) 牛肉骨粉等、牛血粉等及び中間製品の受入時の品質管理・記録	
2 牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の製造に係る基準	
(1) 製造工程の分離	
(2) 製造記録の作成と保存	
3 製品の出荷に係る基準	
(1) 最終製品の場合	
①出荷先の確認	
②出荷工程	
③出荷記録	
(2) 中間製品の場合	
①出荷先の確認	
②出荷工程	
③確認済中間製品供給管理票	
④出荷記録	
4 製品の輸送に係る基準	
5 製造・品質管理者の設置	
6 従業員の教育	
7 自己点検	
8 異常時対応	
III. 牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の表示の基準.....	12
1 最終製品、中間製品共通の表示	
2 最終製品の場合	
3 中間製品の場合	

IV. 大臣確認手続きの流れ.....	15
1 自主確認及び事前相談	
2 申請書の提出	
3 確認検査の実施	
4 FAMIC ホームページへの掲載	
5 製造工程の変更等への対応	
(1) 製造工程を変更する場合	
(2) 製造業者の会社名等を変更する場合	
6 製造設備の故障等についての対応	
7 大臣確認の廃止等についての対応	
V. 牛肉骨粉等、牛血粉等に添付される供給管理票の記載例.....	17
1 牛肉骨粉・血粉等供給管理票（牛肉骨粉等の場合）	
2 牛肉骨粉・血粉等供給管理票（牛血粉等の場合）	
VI. 確認済中間製品供給管理票の記載例.....	19
VII. 申請書等の記載例.....	20
1 製造基準適合確認申請書（大臣確認通知の別記様式第1-1号）	
2 製造基準適合確認（変更）申請書（大臣確認通知の別記様式第4号）	
3 製造基準適合確認申請変更届（大臣確認通知の別記様式第6号）	
4 製造基準適合確認取消し申請書（大臣確認通知の別記様式第3-1号）	
VIII. 問い合わせ先.....	24

はじめに

このマニュアルは、牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料を製造する飼料製造業者が遵守すべき事項や具体的な手続きについて取りまとめたものです。

「牛肉骨粉等の養魚用飼料原料としての利用に関する手続マニュアル」（平成 27 年 5 月（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課）は、本マニュアルの制定をもって廃止します。

用語の解説

【牛肉骨粉等】 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する肉骨粉、加水分解たん白質及び蒸製骨粉をいいます（牛、めん羊及び山羊のいずれにも由来しないものを除きます。）。

【牛血粉等】 牛、豚、めん羊、山羊、馬又は家きんに由来する血粉及び血しょうたん白質をいいます（牛、めん羊及び山羊のいずれにも由来しないものを除きます。）。

【中間製品】 牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の大臣確認を受けた製造工程で製造された中間製品（例．牛肉骨粉等と魚粉を混合した飼料、モイストペレットの原料となるマッシュ飼料）をいいます。

【大臣確認通知】 「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）をいいます。

【大臣確認】 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）の規定に基づき、牛肉骨粉等の動物由来たん白質、動物性油脂又は牛肉骨粉等若しくは牛血粉等を含む飼料の製造について、製造業者から製造工程の確認申請があった場合、農林水産大臣が、大臣確認通知に定める製造基準に適合しているか確認するものです。農林水産大臣の指示により、FAMIC の検査担当職員が製造基準に適合しているか確認します。

【大臣確認事業場】 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）の規定に基づき、牛肉骨粉等の動物由来たん白質、動物性油脂又は牛肉骨粉等若しくは牛血粉等を含む飼料の製造について、製造業者から製造工程の確認申請があった場合、農林水産大臣が大臣確認通知に定める製造基準に適

合していることを確認した事業場をいいます。

【FAMIC】 農林水産省所管の独立行政法人農林水産消費安全技術センターです。大臣確認の申請受付、申請のあった飼料の製造工程について、大臣確認通知に定める製造基準に適合していることの確認等を行う機関です。

I. 牛肉骨粉等及び牛血粉等の飼料利用について

1 これまでの経緯

2001（平成13）年9月の牛海綿状脳症（以下「BSE」といいます。）初確認後、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき、牛肉骨粉等及び牛血粉等を含む動物由来たん白質の飼料利用を禁止しました。

その後、製造・使用段階における分別管理を徹底する等のリスク管理措置を講じることを前提としつつ、最新の科学的知見に基づくリスク評価の結果を踏まえて、2015（平成27）年4月、牛に由来する肉骨粉等の養殖水産動物を対象とする飼料への利用を再開し、2018（平成30）年4月、めん羊及び山羊に由来する肉骨粉等の養殖水産動物を対象とする飼料への利用を再開する等、順次、規制範囲の見直しを行ってまいりました。

そして今般、国際獣疫事務局による「無視できる BSE リスク」のステータスを10年以上維持する等、我が国における BSE の発生リスクが大きく低下したことを踏まえ、牛肉骨粉等及び牛血粉等の馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料への利用再開の手続きを進めたところ、2023（令和5）年10月に、農業資材審議会より、本見直しを行うことについて、適当と認めるとの答申を得るとともに、2024（令和6）年5月に、食品安全委員会より、「牛肉骨粉等を、鶏・豚等を対象とする飼料の原料として利用したとしても、人への健康影響は無視できる」との評価結果を得ました。

こうした手続き等を踏まえ、2024（令和6）年10月3日、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）及び大臣確認通知を含む関連通知の改正を行い、牛肉骨粉等及び牛血粉等の馬、豚、鶏及びうずらを対象とする飼料への利用を再開しました。

牛肉骨粉等又は牛血粉等を馬、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を対象とする飼料へ利用するためには、当該飼料に係る管理措置が適正に行われることが前提となっています。そのため、当該飼料を製造する飼料製造事業者の皆様におかれましては、本マニュアルを参考に適正に製造していただくようお願いいたします。

2 牛肉骨粉等及び牛血粉等の飼料利用に係る管理措置

牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む馬、豚、鶏、うずら及び養殖水産動物を対象とする飼料については、以下の管理措置が行われなくてはなりません。

【最終製品、中間製品共通の管理措置】

- ・ 大臣確認事業場で製造された牛肉骨粉等、牛血粉等、中間製品であることの確認
- ・ 牛、めん羊、山羊及び鹿（以下「牛等」という。）を対象とする飼料の製造工程と完全に分離された工程での製造

- ・ 原料の受入れ、製造及び出荷の記録
- ・ 製品の出荷及び輸送において、牛等を対象とする飼料への混入防止
- ・ 従業員の教育
- ・ 自己点検
- ・ 異常時対応
- ・ 使用上及び保存上の注意の表示

【最終製品特有の管理措置】

- ・ 牛等を対象とする飼料を店舗に陳列している販売事業場への出荷の制限

【中間製品特有の管理措置】

- ・ 出荷先が大臣確認事業場であることの確認
- ・ 出荷時の確認済中間製品供給管理票の添付

具体的な内容については、Ⅱ. 牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の製造に当たって遵守すべき基準（7条～11条）、Ⅲ. 牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の表示の基準（12条～14条）をご確認ください。

また、これらの管理措置が適正に行われることについて、あらかじめ、大臣確認を受ける必要があります。大臣確認の手続きについては、Ⅳ. 大臣確認手続きの流れ（15条～16条）をご確認ください。

II. 牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の製造に当たって遵守すべき基準

1 牛肉骨粉等、牛血粉等及び中間製品の受入に係る基準

(1) 使用可能な牛肉骨粉等、牛血粉等及び中間製品

① 牛肉骨粉等

牛肉骨粉等の大臣確認事業場で製造された牛肉骨粉等であって、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」(17 頁参照)が添付されているもののみ利用できます。

② 牛血粉等

牛血粉等の大臣確認事業場で製造された牛血粉等であって、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」(18 頁参照)が添付されているもののみ利用できます。

③ 中間製品

牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の大臣確認を受けた製造工程で製造された中間製品(例、牛肉骨粉等と魚粉を混合した飼料、モイストペレットの原料となるマッシュ飼料)であって、「確認済中間製品供給管理票」(19 頁参照)が添付されているもののみ利用できます。

(2) 牛肉骨粉等、牛血粉等及び中間製品の輸送

① 牛肉骨粉等

専用の容器を使用して輸送されたことを確認して受け入れてください。容器とは、バラ積みトラック、トランスバック、PP袋、紙袋など、原料が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいいます。

また、輸送される牛肉骨粉等には、供給業者が発行した「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」(17 頁参照)が添付されている必要があります。

② 牛血粉等

①と同じです(「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」は18 頁参照)。

③ 中間製品

牛、めん羊、山羊又は鹿(以下「牛等」といいます。)を対象とする飼料に混入しないよう輸送されたことを確認して受け入れてください。

また、輸送される中間製品には、供給業者が発行した「確認済中間製品供給管理票」(19 頁参照)が添付されている必要があります。

(3) 牛肉骨粉等、牛血粉等及び中間製品の受入時の品質管理・記録

牛肉骨粉等、牛血粉等又は中間製品を受け入れる際には、「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」又は「確認済中間製品供給管理票」が添付されており、供給されたこれらの原料の内容、数量等が、原料に添付された「牛肉骨粉・血粉等供給管理票」等の記載内容に合致していることを確認するとともに、当該管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、供給業者に回付してください。

これらの原料を受け入れた場合は、他の原料と同様に、①原料の種類、②原料の数量、③受け入れた年月日、④供給業者の氏名又は名称を記録し、受け入

れた日から8年間保存してください。受入記録について①～④の内容がわかるのであれば、伝票等の既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

2 牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の製造に係る基準

(1) 製造工程の分離

牛肉骨粉等、牛血粉等又は中間製品を含む飼料を製造する工程は、牛等を対象とする飼料の製造工程と交差しないよう完全に分離する必要があります。

(2) 製造記録の作成と保存

牛肉骨粉等、牛血粉等又は中間製品を含む飼料の製造に当たっては、①飼料の名称、②製造数量、③製造年月日、④製造に用いた原料の名称及び数量を記録し、製造した日から8年間保存してください。製造記録について①～④の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

3 製品の出荷に係る基準

(1) 最終製品の場合

① 出荷先の確認

出荷先が馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を飼養する事業者又は馬、豚、鶏、うずら又は養殖水産動物を対象とする飼料として販売する事業者であることを確認してください。

ただし、牛等を対象とする飼料を店舗に陳列している販売事業場（ホームセンター等、商品を店舗に陳列し、使用者が自由に商品を選択できる状態において販売している事業場）に販売しないよう注意してください。

② 出荷工程

最終製品の出荷に当たっては、飛散等により牛等を対象とする飼料に混入しないようにする必要があります。

③ 出荷記録

最終製品の出荷に当たっては、①出荷する最終製品の名称、②出荷数量、③出荷年月日、④出荷先の氏名又は名称、⑤最終製品の荷姿を記録し、出荷した日から8年間保存してください。出荷記録について①～⑤の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

(2) 中間製品の場合

① 出荷先の確認

出荷先が、FAMICのHPにあります「製造基準適合確認事業場」のページの

「1 製造基準適合確認事業場(動物由来たん白質等)」の「製造に係るもの」において、(2)の表に記載されていることをご確認ください。

(「製造基準適合確認事業場」のページ：<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>)

② 出荷工程

中間製品の出荷に当たっては、飛散等により牛等を対象とする飼料に混入しないようにする必要があります。

③ 確認済中間製品供給管理票

大臣確認事業場に中間製品を出荷・輸送する際には、必ず「確認済中間製品供給管理票」(19頁参照)に必要な事項を記入し、中間製品に添付してください。

最終荷受者から「確認済中間製品供給管理票」が回付されましたら、大臣確認事業場が適正に受け取ったかどうかを確認した後、受け取った日から8年間保存してください。

④ 出荷記録

中間製品の出荷に当たっては、①出荷する中間製品の名称、②出荷数量、③出荷年月日、④出荷先の氏名又は名称、⑤中間製品の荷姿を記録し、出荷した日から8年間保存してください。出荷記録について①～⑤の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

中間製品について

同様の製品であっても、配合飼料の製造事業場又はモイストペレット製造事業場に出荷する場合は「中間製品」として、使用者である畜産農家又は養殖業者(所属の養殖業者のみにモイストペレットを製造・販売する漁協、漁連も含む。)に出荷する場合は「最終製品」として取り扱ってください。

4 製品の輸送に係る基準

最終製品又は中間製品の輸送に当たっては、牛等を対象とする飼料に混入しないようにしてください。

5 製造・品質管理者の設置

製造事業場においては、原料の受入から製品の輸送までの業務について、1～4の基準に従い適切に実施されるよう、管理基準及び作業手順を整備し、これらの基準に適合していることや製品の品質について、実地に管理する「製造・品質管理者」を設置してください。

また、製造・品質管理の実施状況を記録し、記録した日から8年間保存してください。製造・品質管理の実施状況の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

ません。

6 従業員の教育

製造事業場においては、教育訓練に関する手順書を整備し、当該手順書に基づき、牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料について、原料の受入れから製品の輸送までの業務に従事する従業員に対して、当該業務に関する必要な教育訓練（牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の製造に当たって遵守すべき事項の周知及び理解度の確認）を計画的に実施してください。

また、教育訓練の実施状況を記録し、記録した日から少なくとも2年間保存してください。教育訓練の実施状況の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

7 自己点検

製造事業場においては、自己点検に関する手順書を整備し、当該手順書に基づき、牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料について、原料の受入れから製品の輸送までの業務、製造・品質管理者に係る業務、従業員の教育訓練及び異常時対応が確実かつ効果的に実施されていることを定期的に点検してください。

自己点検の結果に基づき、管理措置等に関し改善が必要な場合には、所要の措置を講じるようにしてください。

また、自己点検の結果及び自己点検の結果に基づいて講じた措置の記録を作成し、記録した日から少なくとも2年間保存してください。これらの内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

8 異常時対応

製造事業場においては、異常時対応に関する手順書を整備し、製造工程における設備又は機器の故障等により、飼料及び飼料添加物の成分規格等の関する省令（昭和51年7月24日農林省令第35号）に定める成分規格並びに製造等の方法及び表示の基準を満たさない製品が製造（例、牛用飼料に牛肉骨粉等が混入）される可能性がある等の異常が発生した場合、当該手順書に基づき、所要の措置を講じてください。

異常時対応に関する手順書には、次に掲げる事項を必ず定めてください。

- (1) 異常発生の原因を究明し、所要の措置を講じること。ただし、牛等を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）への混入が発生し、又はその疑いがあると認められたときは、直ちに農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課又はセンター（以下「行政機関等」という。）にその旨を連絡するとともに、当該飼料の出荷停止、回収その他必要な措置を講じる

- こと。更に、行政機関等が行う実態の把握、原因の究明等に協力すること。
- (2) 管理基準等に関し改善が必要な場合には、必要な改善措置を講じること。
 - (3) 原料等の供給者や販売者等、関係する事業者に対し、必要に応じて情報共有を行うこと。
 - (4) 異常が認められた製品等を適切に処理すること。
 - (5) 異常の内容、原因究明の結果及び改善措置を記載した異常時対応記録を必要に応じて作成し、8年間保存すること。

異常時対応記録について、(5)の内容がわかるのであれば、既存の帳簿等を利用することやコンピュータ等の電子記録媒体によって記録・保存してもかまいません。

Ⅲ. 牛肉骨粉等又は牛血粉等を含む飼料の表示の基準

1 最終製品、中間製品共通の表示

出荷する製品には、次の文字を表示してください。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿には使用しないこと（牛、めん羊、山羊又は鹿に使用した場合は処罰の対象となるので注意すること。）。
- 2 この飼料は、牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

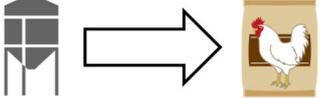
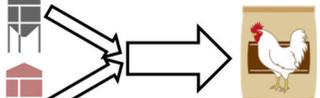
また、原材料名については、以下の図のとおり、「ミートボーンミール」、「肉骨粉」又はこれらに準じた原材料名を表示してください。牛肉骨粉等の大臣確認を受けた製造工程で製造されたものは、牛、めん羊及び山羊以外の畜種を原料としたものであっても、「ミートボーンミール」、「肉骨粉」等と表示してください。牛のみを原料としたものについては、「ビーフミール」又は「牛肉骨粉」と表示することもできます。

肉骨粉を配合飼料の原料とした場合の表示の方法

<p>大臣確認 取得済の 配合飼料 製造事業場 の場合</p>	<p>「ミートボーンミール」も可能</p> <p>「ミートボーンミール」、「肉骨粉」等と表示 (「ビーフ混合ミール」も可能)</p> <p>※豚及び家きんに由来する肉骨粉（牛肉骨粉の大臣確認を受けた製造ラインで製造されたものを除く）のタンクの原料だけを使用する場合、豚及び家きんに由来することが確認できる表示とすることも可能</p>
<p>大臣確認 未取得の 配合飼料 製造事業場 の場合</p>	<p>畜種を表示 例. 「<u>ポーク</u>・<u>チキン</u>原料混合ミール」 「<u>豚</u><u>鶏</u>混合肉骨粉」</p> <p>※「ミートボーンミール」、「肉骨粉」等の表示は不可</p>

なお、以下の図のとおり、大臣確認を受けた製造工程で製造した製品であっても、原料タンクを別々にして、豚肉骨粉、チキンミール、原料混合肉骨粉等の大臣確認を受けた製造工程で製造されたものを入れるタンクの原料だけを使用する場合は、「豚肉骨粉」、「チキンミール」、「ポーク・チキン原料混合ミール」等と表示することも可能です。

大臣確認取得済の配合飼料製造事業場で製造した 配合飼料中の原料の表示の方法

	牛に由来する肉骨粉を入れたことがあるタンク		ポーク・チキン原料混合ミール(牛肉骨粉の大臣確認を受けた製造ラインで製造されたものを除く)を入れるタンク(牛に由来する肉骨粉を入れたことが無い)
例1 原料タンクを共用			「ミートボーンミール」、「肉骨粉」等と表示
例2 原料タンクを別々にして、両方のタンクの原料を使用			「ミートボーンミール」、「肉骨粉」等と表示 「ミートボーンミール、ポーク・チキン原料混合ミール」のように併記することも可能
例3 原料タンクを別々にして、ポーク・チキン原料混合ミールのタンクの原料だけを使用			「ミートボーンミール」、「肉骨粉」等と表示 ただし、この場合、「ポーク・チキン原料混合ミール」、「豚鶏混合肉骨粉」と表示することも可能

大臣確認取得済の配合飼料製造事業場で製造した 中間製品中の原料の表示の方法

- 牛に由来する肉骨粉を用いた場合（原料タンクを共用する場合を含む）、「ミートボーンミール」、「肉骨粉」等と表示
- 原料タンクを別々にして、牛に由来する肉骨粉を入れたことが無い原料タンクの原料だけを使用した場合、当該原料の原材料名の表示も可能（以下の例を参照）

例1 魚粉を使用する場合（肉骨粉は使用しない）	「魚粉」と表示
例2 ポーク・チキン原料混合ミールを使用する場合（魚粉は使用しない）	「ポーク・チキン原料混合ミール」、「ミートボーンミール」等と表示
例3 魚粉とポーク・チキン原料混合ミールを使用する場合	「魚粉、ポーク・チキン原料混合ミール」、「魚粉、ミートボーンミール」のようにそれぞれの原材料名を併記

2 最終製品の場合

出荷する最終製品には、1の「使用上及び保存上の注意」の他、①飼料の名称、②飼料の種類、③製造年月、④製造業者の氏名又は名称及び住所、⑤製造事業場の名称及び所在地、⑥その他、飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号）に基づく必要事項（原材料名については、1を参照）を表示してください。

3 中間製品の場合

出荷する中間製品には、1の「使用上及び保存上の注意」の他、①飼料の名称、②飼料の種類、③製造年月、④製造業者の氏名又は名称及び住所、⑤製造事業場の名称及び所在地、⑥その他、飼料品質表示基準（昭和51年7月24日農林省告示第760号）に基づく必要事項（原材料名については、1を参照）を表示してください。

IV. 大臣確認手続きの流れ

Ⅱ. に示した製造基準を満たしている場合は、以下の流れに従い、製造事業場が製造基準に適合していることについて、大臣確認を受けてください。

1 自主確認及び事前相談

大臣確認を受けようとする製造業者は、製造事業場が製造基準に適合することを自ら事前に確認（自主確認）してください。

自主確認等についてご不明な点があれば、製造事業場のある都道府県を業務区域とする FAMIC（24 頁参照）へご相談ください。

2 申請書の提出

1 の自主確認が完了しましたら、大臣確認通知の別記様式第 1 - 1 号（20 頁参照）による申請書（正本 1 部、副本 2 部）を、製造事業場のある都道府県を業務区域とする FAMIC に提出してください。併せて、3 の現地検査を実施する日程等についても、ご相談ください。

3 確認検査の実施

FAMIC の検査担当職員が申請のあった製造事業場に伺い、製造基準への適合状況を実地で確認します。その際、検査した内容について不備が認められた場合には、FAMIC が改善に係る助言等を行い、改善状況を報告していただく場合があります。

4 FAMIC ホームページへの掲載

3 の確認検査の結果、製造基準に適合すると認められた場合、FAMIC の HP にあります「製造基準適合確認事業場」のページの「1 製造基準適合確認事業場（動物由来たん白質等）」の「製造に係るもの」に掲載されます。

（「製造基準適合確認事業場」のページ：<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>）

5 製造工程の変更等への対応

（1）製造工程を変更する場合

大臣確認を受けた製造業者は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、製造事業場のある都道府県を業務区域とする FAMIC（24 頁参照）へ事前にご相談の上、当該製造工程の変更の 1 か月前までに、大臣確認通知の別記様式第 4 号（21 頁参照）による申請書（正本 1 部、副本 2 部）を提出してください。

この場合、FAMIC の検査担当職員が申請のあった製造事業場に伺い、製造基準への適合状況を実地で確認します。その際、検査した内容について不備が認められた場合には、FAMIC が改善に係る助言等を行い、改善状況を報告していただく場合があります。

確認検査の結果、製造基準に適合すると認められた場合、FAMIC の HP にあります「製造基準適合確認事業場」のページの「1 製造基準適合確認事業場（動物由来たん白質等）」の「製造に係るもの」において、備考欄に変更確認を行った旨が掲載されます。

（「製造基準適合確認事業場」のページ：<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>）

なお、製造基準に適合しないと判断された場合、大臣確認通知の別記様式第 3－1 号（23 頁参照）による取消し申請（正本 1 部、副本 1 部）を、製造事業場のある都道府県を業務区域とする FAMIC に速やかに提出してください。

（2）製造業者の会社名等を変更する場合

大臣確認を受けた製造業者は、会社名の変更等、以下の変更をしようとする場合には、製造事業場のある都道府県を業務区域とする FAMIC（24 頁参照）へ事前にご相談の上、大臣確認通知の別記様式第 6 号（22 頁参照）による変更届（正本 1 部、副本 2 部）を遅滞なく提出してください。

- ① 事業場名、所在地の住所表記等の変更。
- ② 大臣確認通知別添 13 の 2 の（1）に定める製造方法と関係がない製造工程等の変更。

①の事業場名又は事業場の所在地表記の変更届が提出された場合、FAMIC の HP にあります「製造基準適合確認事業場」のページの「1 製造基準適合確認事業場（動物由来たん白質等）」の「製造に係るもの」において、備考欄にこれらの変更が行われた旨が掲載されます。

（「製造基準適合確認事業場」のページ：<http://www.famic.go.jp/ffis/feed/sub5.html>）

6 製造設備の故障等についての対応

大臣確認を受けた製造業者は、予期しない製造設備の故障等により、確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに、牛肉骨粉等又は血粉等の製造を一時停止するとともに、製造事業場のある都道府県を業務区域とする FAMIC（24 頁参照）へ報告してください。

7 大臣確認の廃止等についての対応

大臣確認を受けた製造業者は、製造事業場における製造を廃止した場合等、自ら製造基準に適合しなくなったと判断した場合には、大臣確認通知の別記様式第 3－1 号（23 頁参照）による取消し申請（正本 1 部、副本 1 部）を、製造事業場のある都道府県を業務区域とする FAMIC に速やかに提出してください。

V. 牛肉骨粉等、牛血粉等に添付される供給管理票の記載例

1 牛肉骨粉・血粉等供給管理票（牛肉骨粉等の場合）

牛肉骨粉・血粉等供給管理票	
牛肉骨粉・血粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する牛肉骨粉・血粉等の 種類	肉骨粉 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 20px;">供給業者において「ミートボーンミール」、「肉骨粉」等と記入します。</div>
供給する牛肉骨粉・血粉等の 名称	〇〇〇〇〇
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 太枠線上段は、レンダリング事業者が記入する欄です。 太枠線下段は、最終荷受者が記入してください。 </div>	
受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名

2 牛肉骨粉・血粉等供給管理票（牛血粉等の場合）

牛肉骨粉・血粉等供給管理票	
牛肉骨粉・血粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する牛肉骨粉・血粉等の 種類	血粉 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px; width: fit-content;"> 供給業者において、「血粉」等と記入します。 </div>
供給する牛肉骨粉・血粉等の 名称	○○○○○
出荷年月日	○○年○○月○○日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 太枠線上段は、レンダリング事業者が記入する欄です。 太枠線下段は、最終荷受者が記入してください。 </div>	
受入年月日	○○年○○月○○日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名

VI. 確認済中間製品供給管理票の記載例

確認済中間製品供給管理票	
確認済中間製品供給業者の氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	○○○○株式会社○○工場 ○○県○○市○丁目○番○号
供給する確認済中間製品の種類	肉骨粉含有混合飼料
供給する確認済中間製品の名称	○○○○○
出荷年月日	○○年○○月○○日
荷姿、出荷数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 0 auto; width: 80%;"> 太枠線上段は、中間製品の供給業者が記入してください。 太枠線下段は、最終荷受業者が記入してください。 </div>	
受入年月日	○○年○○月○○日
荷姿、荷受数量	500kg TB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の氏名又は名称及び住所	○○○○株式会社 東京都○○区○○町○丁目○番○号 管理者の職名・氏名

VII. 申請書等の記載例

1 製造基準適合確認申請書（大臣確認通知の別記様式第1-1号）

年 月 日
製造基準適合確認申請書
農林水産大臣 殿
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
下記の事業場における牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程について、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（2）のウの規定による確認を求めます。
記
1 事業場の名称 ○○○○株式会社○○工場
2 事業場の所在地 ○○県○○市○丁目○番○号
3 「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターより発給された確認証の有無 有・無
製造基準適合確認申請書には、以下の書類を添付して提出してください。 ➤ 製造工程の図面（牛、めん羊、山羊及び鹿を対象とする飼料を取り扱っている場合にあっては、当該飼料を取り扱う場所と牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする飼料を取り扱う場所との位置関係が記載された平面図を含むこと。） ➤ 「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センターより発給された確認証が無い場合、教育訓練に関する手順書、自己点検に関する手順書及び異常時対応に関する手順書の写し（申請書提出時に提出できない場合は、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの指示する日までに提出すること。）

2 製造基準適合確認（変更）申請書（大臣確認通知の別記様式第4号）

年 月 日

製造基準適合確認（変更）申請書

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認を受けた牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程について下記のとおり変更したいので、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）別表第1の2の（2）のウの規定による確認を求めます。

記

- | | |
|-----------------|---------------|
| 1 確認を受けた事業場の名称 | 〇〇〇〇株式会社〇〇工場 |
| 2 確認を受けた事業場の所在地 | 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 3 変更する事項 | 〇〇〇〇〇 |
| 4 変更予定年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |

製造基準適合確認（変更）申請書には、製造工程の図面等、変更する事項を記載した書類を添付して提出してください。

3 製造基準適合確認申請変更届（大臣確認通知の別記様式第6号）

年 月 日

製造基準適合確認申請変更届

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の3の（2）の規定に基づき、〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認を受けた牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする飼料の確認申請を行った内容を下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 変更する内容 | 〇〇〇〇〇 |
| 2 変更予定年月日 | 〇〇年〇〇月〇〇日 |

4 製造基準適合確認取消し申請書（大臣確認通知の別記様式第3－1号）

年 月 日

製造基準適合確認取消し申請

農林水産大臣 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇年〇〇月〇〇日付けで確認を受けた牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程については、下記のとおり牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年3月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知）第1の2の（3）の規定により、牛血粉等又は牛肉骨粉等を原料とする飼料の製造を中止するとともに、確認の取消しを求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称 〇〇〇〇株式会社〇〇工場
- 2 確認を受けた事業場の所在地 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由 〇〇〇〇〇
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期 〇〇年〇〇月〇〇日

VIII. 問い合わせ先

大臣確認の手続き（15～16 参参照）に関するお問い合わせは、製造事業場のある都道府県を業務区域とする（独）農林水産省消費安全技術センター（FAMIC）へご相談ください。

担当窓口（連絡先）	担当する業務区域
農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課飼料安全・薬事室 飼料検査指導班 電話 03-3502-8702	
本部飼料管理課 〒330-9731 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 検査棟 電話 050-3797-1857	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 新潟県、長野県、静岡県
札幌センター肥飼料検査課 〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西 10-4-1 札幌第 2 合同庁舎 電話 050-3797-2716	北海道
仙台センター肥飼料検査課 〒983-0842 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎 電話 050-3797-1893	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県
名古屋センター飼料検査課 〒460-0001 愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎 2 号館 電話 050-3797-1902	富山県、石川県、福井県、岐阜県、 愛知県、三重県
神戸センター飼料検査課 〒650-0047 兵庫県神戸市中央区港島南町 1 丁目 3 番 7 電話 050-3797-1915	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、 岡山県、広島県、徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
福岡センター飼料検査課 〒813-0044 福岡県福岡市東区千早 3-11-15 電話 050-3797-1921	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県